

鳥栖市誌：中世・近世編

服部，英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授：日本史

<https://hdl.handle.net/2324/17856>

出版情報：鳥栖市誌. 3, 2008-03-31. 鳥栖市教育委員会
バージョン：
権利関係：

第4章 人々のくらしと文化



立石町野副自然石板碑群

鳥栖市幸津には幸津庄という安楽寺(太宰府天満宮)領の庄園があって、地域の耕地を詳しく書き上げた文字史料(所領書き上げ、土地台帳)が残されている。こうした詳細な文字記述があると、どこに耕地があって、米のほか粟やヒエなど多様な穀物を耕作していたようすがわかる。米も早稲から晩稲まで収穫時期をずらして災害被害を防いでいた。ただし、土地台帳の分析には書き上げられた地名の復原が前提に必要である。こうした帳簿から、具体的な農村生活が明らかになってくる。また『御参宮人帳』は庶民にとってあこがれであったお伊勢参りに関わる史料で、当時の人々がいかに資金を負担し、伊勢までの旅費を工面したのか、具体的な庶民生活が知られる史料である。

使用しなかった人々の歴史をどう復原していくか。地名や遺跡、石造仏ほか遺物、信仰形態、伝承なども史料にしていかなければならない。その場合に史料批判という作業が必要である。地名であれば、語源を科学的に明らかにする作業である。中世に用いられた特有の用語が地名に残っていることがある。ツクダ、ヨウジャクなどがある。ヨウジャクはリュウジャクという地名として残っていると考えられる。リュウガイ、リュウハイなどY音がR音に転訛した事例が多いことから法則性を指摘できるからだ。石造物であれば、原位置の確定、移動の有無の確認が重要だ。神社に関わる伝承も史料批判を行った上で史料として用いることができる。

なお、萬歳寺珍相(円相画)なども重要な中世史料だが、ここでは紹介に留め、詳細は第5巻美術工芸であつかう。

第1節 地名で考える中世の村

1 現地で地名を考えるー小字としこ名(通称地名)、発音

以下の章では地名を手がかりにしながら、鳥栖市域の中世の村々を考えたい。

鳥栖市域の地名を考える上で留意すべき点がある。第一には小字¹の範囲が他の市町村域に比べて広域であるという点である。明治期、地租改正作業にもなつて、地籍図(公図)が作成されるが、その折に広範囲をひとつの小字とした。つまり他地域では従来の地名どおりに字名をつけた。他地域では条里制地域であれば田圃^{たんぼ}の1町ごとに1つの小字とした。あるいは2町に1つといった字をつけた。しかし鳥栖市域(旧基肄郡・養父郡)では6町とか7町といった広い範囲を1つの小字にした。それまでに使われていた地名の中から1つを選んで小字にしたと考えられる。他の5町ないし6町につけられていた5つ、ないし6つの地名は土地台帳に記載される小字(つまり行政小字)にはならなかった。したがって小字にならなかつた多くの地名が残った。それらは村の人々の生活には欠かせない地名であつた。たとえばユイ(共同作業)、加勢による田植えでも、あるいは用水の水入れ作業でも、場所を示すときにその地名をいえば、皆がわかる。慣用地名(通称地名・しこ名・あだな)としてその後も使われ続けた。しかし圃場整備事業によつて田の区画(畦畔)や旧水路が消えたので、いまそれを記憶する人は限られた少数者になつている。小字と通称(しこ名)の関係をいくつかの事例で示そう。

平田の場合をみると、現在の字は

地藏原、土井上、鬼迫、宮前、大平田、平田原

の6しかない。しかし旧小字(明治6年以前にあつた小字)は

地藏原(ジザウバル)、平田(ヒラタ)、日焼(ヒヤケ)、土井上(トイノウエ)、泥染

1 ここでいう小字は土地台帳・地籍図に記載された地名。切絵図・大絵図には小字が記される。

○酒井東の場合

田畑：小字横枕のうちにムランウエ

小字東川口のうちにヨシタケ、カワナムコウンタ

(川ん向こうん田)

小字ハタチのうちに宮東、八の坪

小字ハキヤのうちに九の坪

小字南北小路のうちに三十六(集落南東隅)

小字長市のうちにシモダ、サンタロウ(三太郎)

小字芥子畑・三太郎・瘤町・西川口のうちにナイダ

横枕の別名：横枕のうちにサクラマチ

道：村中と南北小路の境ムラナカ

○酒井西の場合

田：小字中高のうちにシマメグリ

小字餅田のうちにオサダ、マエダ

宅地：小字柳原のうちにブクデン、ミナミ、イデンシタ、

ムラナカ、モツダ(モチダ)、ヤネンナカ、ゼンニヤ

ブチ(銭屋瀬)、カーバタ(川端)、コマモノヤ、ミヤンマエ

テランマエ、ウーカジ(大鍛冶)、タカヤジ、ムラウエ

ジヨウザンブツザ、マガリメ(道)

小字八反田のうちにロクンゾー(六地藏)

小字下田のうちにミズヤイデ(水屋井出、河川内湧

水点)

○姫方の場合

小字姫方のうちにテラノマエ(寺の前)、フミキリ

小字障子田のうちにフミキリ

小字神水川のうちにハツタンダ(八反田)、カミ

シヨウズ(上神水)、シモシヨウズ(下神水)

小字牟田のうちにチョンツボ(丁坪)

(ノロソメ)、四郎兵エ谷(シロウベイダニ)、鬼迫・鬼砂子(オニザコ)、九太夫谷(クダイウタニ)、東前(ヒガシノマエ)、源蔵原(ゲンゾウバル)、十丁分(ジツチヨウブン)、大平田(オトリタ)、鰯田(スルメタ)、神田(カンタ)、大渡(ラーワタリ)、地藏浦(ジサウウラ)、久保田(クボタ)、三十六(サンジウロク)、笹ノ本(ササノモト)、大人(ラーヒト)、坂ノ下(サカノシタ)、沼尻(ノマシリ)、浦田(ウラタ)、東屋敷(ヒカシヤシキ)、谷(タニ)、汲谷(クミタニ)、迎野(ムカヘノ)、虎谷(トラタニ)、武者土居(ムシヤドイ)、柿副(カキノヘ)、石見田(イワミノタ)と、31もあつてとても多い。

さらに寛政10年(1798)の立石家文書「養父郡平田邑名寄帳」をみると、

田方
 宮ノ前、*大平田、前川(前河)、*十町分(十丁分)、三反角、四坪、*岡座子(旧小字の「鬼さこ」か)、*源蔵原、山ノ神、*東、*土居ノ上、*浦田、*東ノ前、頃剥、*三十六、迎野、*するめ田、前田、丸尾、車地、どふで(どらで)、式反田、八田段古賀分、岩見田、土ノ上(土居の上か、重複)、三反田、島ノ中、坂ノ下、笹ノ元、野間尻、四ツ江、山田、土器田、*大渡り、*武者田、杉ノ元

島方
 *東、*地藏原、所隈、*大平田、*源蔵原、*神田、四坪、車地、松次隈、山下、鶴ノ下、北山口、坂ノ下、東ノ前

とある。*を付したものが明治期旧小字と重複するものだ。寛政帳では田方36、畑方14で、重複が6ほどだから計44で、明治期の旧小字よりもさらに多い。この帳になくて旧小字の方に登場するものもあるが、旧小字にもない地名は24ほどもある。多くの地名が次第に淘汰されたかのようだが、村に入つて聞き取り

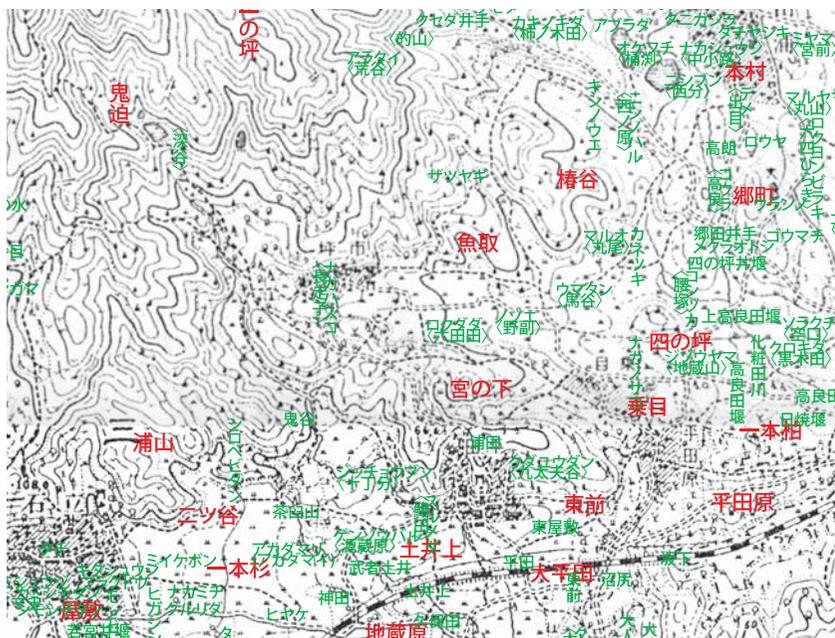


図4-1 平田町の通称地名分布図(赤—現在の小字名・緑—通称地名、地図—明治33年)

小字中牟田のうちにチヨソツボ(丁坪)、クタンソツボ(九田坪)
 小字蓮原のうちにウウマガリ(大曲)、サンダンオサ、シモハスハラ(下蓮原)

をすれば、古老は過半を記憶しており、まだまだ多くが復原できる。

第二に留意すべきは、地名に機械的な番号字名が使われているケースだ。

○轟木町の場合

三本柳、二本柳、今川、一本柳、四本黒木、五本黒木、一本杉、一本黒木、二本黒木、三本黒木、町屋敷、一本松、二本松、三本松、四本松、牽牛

○村田町の場合

二本松、三本松、四本松、五本松、一本松、朝日、岩井手、丸尾、所熊、五反三步

○原古賀町の場合

一本松、二本松、三本松、日の隈、一本柏、高棚、久留米塚

が、それぞれ小字であるが、機械的に並んだ番号が目立つ。このことは旧鍋島(佐賀)藩領において顕著である。為政者側が機械的に命名したことは確実である。現地には農民的なレベルで命名された地名が、耕作者によって慣習的に使用される地名が残っていると推定される。以下に示したのは轟木での地名調査結果である。

(小字名) (しこ名)

- 町屋敷 カンマチ(上町)、ナカマチ(中町)、シモマチ(下町)、オチャンナカ(御茶の中)、
- 一本松 セイダマリ(清溜り・勢溜まりか)、バンシヨンキワ(番所の際)、デギマチ
- 二本松 キタウラ(北浦)、フルミヤ(古宮)、シンマチ(新町)、クルマドコ
- 四本松 ユミタ(弓田)
- 二本黒木 ウチゴシ、クマンマエ
- 三本黒木 シンマエグチ、ナカムタ、ヤクシサン、ハナノキ(花之木)、ヌマガワ(沼川)
- 一本黒木 ショウズ(寒水)、ジャグチ(蛇口)、テットウシタ(鉄塔の下)、アカイデ
- 牽牛 ケンギユウ
- 一本杉 シンガイミンチ



図4-3 現在の轟木町二本黒木付近(平成16年)

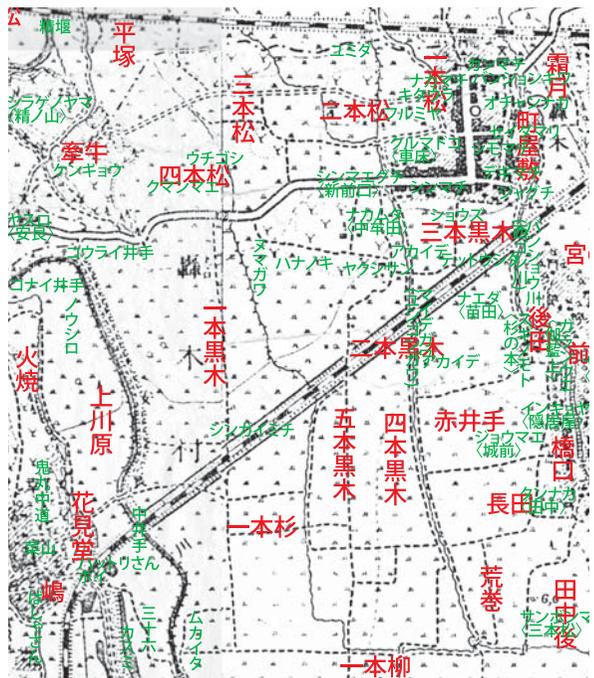


図4-2 轟木町の通称地名分布図(図4-1に同じ)

機械的な番号小字のところは伝統的な真の農民的地名が別に存在していることがわかる。したがって、この場合も現地について聞き取りを行わなければならない。真の地名の方が、いまやほとんど忘れられていることは、前記の場合と同じである。

第三の問題は発音と文字表記の関係である。たとえば「原」と文字表記される場合、九州北部ではワラと発音するか、ハル(またはバル)と発音する。ハラという発音はほとんどない。鳥栖市域でもこうした傾向が指摘できるが、これまで文字化された資料を見ると、原をハラと読むものもいくつかある。市内の「原」地名を分類する。

○ハル、バル

長ノ原(ナカノハル・永吉)、平原(ヒラバル・柚比)、小原山(コバルヤマ・河内)、北原(キタバル・河内)中原城(ナカバルジョウ・河内)、原田(ハルダ・牛原)、原(ハル・飯田)、上原(カンバル・飯田)、原(ハル)、下原(シモハル・原)、本原(ホンハル・原)、都原(ミヤコハル・曾根崎)、原口(ハルグチ・曾根崎)、柳原(ヤナキハル・酒井西)、小原川(コバルカワ・京町)、北原(キタバル・元町)、原口(ハルグチ・元町)、北原(キタバル・轟木)

○ハリ

原田(ハリタ・永吉)

○ワラ

牛原町(ウシワラ)、布津原(フツワラ)、菽原(ヤブワラ・田代外町)、廻原(メクリワラ・立石)、吉原(ヨシワラ・立石)

○ハラと表記されているもの

柿ノ原(カキノハラ・河内)、笹原(ササハラ・蔵上)、蓮原(ハスハラ・姫方)

圧倒的多数派はハル・バルであり、あとはワラとハラが拮抗し、一部ハリ音もあった。

さて鳥栖市に近接し、ダム建設により移転、廃村となった旧東脊振村小川内(現吉野ヶ里町)には地名調書「小川内俗称地名簿」がある。その中に次のような「原」地名があった。

大原(ウーバル)、籠原(カゴワラ)、平口原(ヒラクチワラ)、藤原(フジワラ)、角石

注1 続き(地租改正により消えた田圃のしこ名)

○江島の場合

小字名は

浮殿(ウキデン)、今屋敷(イマヤシキ)、大日(ダイニチ)、石割(イシワリ)、池ノ谷(イケノタニ)、四反田(シタンダ)、盲落(メクラオトシ)、熊本(クマモト)、奈良ノ元(ナラノモト)、相模(サガミ)、江島(エシマ)、天神記(テンジンキ)、沼田(ヌマタ)、牟田(ムタ)、下牟田(シモムタ)、西谷(ニシタニ)、本行(ホンギョウ)、狂言谷(キョウゲンタニ)

だが、それ以外に

ノンボイ(リ)、フカタ(深田)、オクシユージ(奥小路)、サカグチ(坂口)、シマザキ(島崎)、サクヤマ(作山)、シマダ(島田)、ハサゴ、シヨンマエ、ハナノキ(花木)、コガンマエ、ドンゲツ(殿月)

がある、といった具合である。



図4-4 ハル・バル地名が多い曾根崎～飯田地区一帯(平成16年)

原(カドイシワラ)、長原(ナガヒヤー)、鳥居ヶ原(トリイガハル)、火動ヶ原(ヒドーガハル)、笹原(ササバル)、竜笹原(リュウザサバル)

この調書を残した武広勇氏は生涯、小川内に住んだ郷土史家である。聞き取ったままと忠実に記録したと考えられる。同じ「原」という文字でも読み方はバル、ハル、ワラなど、さまざまだったことが、ここでもわかる。しかし全国において一般的なハラという読み方はない(*長原が「ながひヤー」となっているが、これは岩地名のハイ、つまり長く連なる露岩をさすナガハイに原を宛字したものである)。

地名と地形の関係を見る。バル地名は地形的にかなりの広がりをもつ場所に付されている。大原(うーばる)、笹原(ささばる)という地名はいかにも広そうである。しかしワラの方はそうとはかぎらず、案外に狭そうな所にも、その地名がある。漢字は同じであっても、その語源・意味がちがうのではないかと予測させる。

原という文字を書いてワラと読む地域は多く、町村名では(旧)小石原(コイシワラ)村(現福岡県東峰村)があった。福岡県旧若宮町(現宮若市)に装飾古墳で有名な竹原古墳があった、『角川日本地名大辞典・福岡県』では地名竹原はタケワラで採録する。ただし古墳はタケハラコフンで採用している。むろんタケワラが正しく、考古学者が誤ったまま通用させた。今ではすでに修正不可能となっている。同じ町に水原があり、「ミズワラ」とよんでいる。福岡市の柏原は、福岡市立柏原小学校はホームページでもカシハラ Kasiharara としているが、西鉄のバス停はカシワラである。生まれ育った人たちはカシワラといっているから、西鉄バス停もカシワラなのである。いったん市役所がカシハラとし、印刷物に表記してしまうと、これもまた訂正はきかない。

福岡県旧犀川町(現みやこ市)の伊良原は、永正13年(1516)の永弘文書に「伊らわら申在所」とみえる。イラワラである。福岡県前原市井原は「イワラ」であり、脊振山系第2の高峰は「イワラヤマ」(井原山)である。山の反対側である小川内でも、周辺でも発音の原則は同じである。

『日本国語大辞典』によれば、ワラには方言で集落という意味があり、山口県に「百姓わら」、長崎県北高来郡や熊本県玉名郡に「漁師ワラ」という言い方がある。いっぽう京都府竹野郡には「子供のわら」「狸わら」とあって、群れを意味する方言がある。群れも集落も多くが固まって集まっている形状を言おう。小川内のワラはこれで解釈できるだろうか。狸ワラというのが、タヌキがたくさんいるところなら、小川内のヒラクチワラはヒラクチ、すなわちマムシがたくさんいるところの意味となるだろう。ヒラクチがマムシを意味することは、戦国時代にポルトガルの宣教師たちが作った『日葡辞書』にもみえている。ワラの上にくる文字は植物が多い。ヨシワラ、タデワラ、カゴワラもよく見る地名で、これはヨシや蓼・楮（カゴ）が多いところと見てよい。場所が必ずしも広い地形（原っぱ）ではなかったということには、そういう意味があった。近畿地方には柏原市などもあるし、姓の藤原・梶原もある。同様に考えられよう。

いっぽうのバル地名は広い地形であり、野原・草原などの原を指そう。沖縄のハルや朝鮮のバルなどと同じく開墾地の場合もあるかも知れない。

ハラとワラは意味、ニュアンスが違っていた。ところが漢字で原に統一してしまったから、本来の語義の差もわからなくなってしまった。文字を読む限りはなんと読むのかさえわからない。

市内の原地名のうちハラと呼んでいるものは、実際に昔からそのとおりだったのか、どうか。地名の語源を考える上では、再度現地に行つて確認する必要がある。すなわち地名は漢字表記や文字表記されたものによって先入主を与えられがちだが、あくまで正しい音は現地の発音なのだから、それを確認する必要があるだろう。

2 地名から中世の村を考える

以上を前提に、地名をてがかりに中世の村のようすをさぐってみよう。

条里制の村

条里制は古代に施行された土地区画である。しかしそれほどの工具もない時代に行われた、想像もつかないような大規模な土木工事である。地割りの施工自体に長期間を要したであろうし、区画内の畑地の水田化にはさらに長期間を要した。数百年の長期計画であった。奈良時代に完全に水田化されたわけではない。おそらく中世には条里制区画内には多く畑地が取り残されており、その完全な水田化は近世までも待たなければならなかった。用水取水能力の向上などの条件が必要だったからである。中世の人々はこの未完成であった条里制耕地に依拠して農業生活を営んだ。

市内の条里制耕地については本市誌第2巻・古代編にも言及があるが、地名の収集について別途・独自に調査を行ったので、報告したい。

この地域は明治初期には長崎県であったから、明治15年(1882)前後の『郡村誌』編纂事業に伴う記録が、長崎県立図書館に残されていた。現在はその写しが佐賀県立図書館にある。松尾禎作氏ら条里制研究の先学は、この郡村誌『養父郡誌』には、より詳細な小字名があるとするのだが²、比較してみると、この旧小字(明治期の小字)と同じで、現行小字ともそれほど差異はない。

しかしながら、聞き取り調査によつて収集できる地名には、多くの条里坪地名がある。以下に示そう。

小字名および通称(しこな)

*は、しこ名、つまり聞き取りによる収集地名
◎は、鳥栖市用水井堰台帳に見える井堰名

飯田に十ノ坪(ジウノツボ)

酒井西に*ロクノツボ(六ノ坪)

酒井東にハタチ(ハタチ)、六ノ坪(ロクノツボ)、*ハの坪(小字ハタチのうち)、*九

の坪(キュウノツボ)、*三十六(サンジューロク)

藤木に八ノ坪(ハチノツボ)、三十六(サンジューロク)、*十六(小字若桜の南中央、小字

2 「條里制と鳥栖」郷土史料』3、昭和31年(1956)



図4-5 圃場整備前の藤木～酒井地区水田地割り(昭和23年)

三十六の北西)、十ノ坪(ジュウノツボ)、◎十ノ坪井堰)、◎二十四井堰、◎三十六井堰

酒井西に三十六(サンジュウロク)、酒井東にハタチ(廿)、六ノ坪(ロクノツボ)、◎四の坪井堰

水屋に*八の坪(小字下田の南端)

高田に市ノ坪(イチノツボ)、◎二の坪井手、◎三の坪井手、◎四の坪井手

幸津に*三十六

下野に八ノ坪(ハチノツボ)

平田に*三十六

これらによって条里を完全に復原することは簡単ではない。しかし酒井東の6, 8, 9, 36, 藤木の8, 16, 36, 10, 高田の1, 曾根崎36, 飯田の10, 水屋の8によって決定される界線は、一坪分ほどのズレを誤差として容認できるのなら、おおむね整合する。条里界線は、北東に始まり南東36で終わる千鳥型である。つまり基肄郡・養父郡条里の坪並は、肥前国全体に卓越する条里の坪並に一致する(この復原線は古代編377頁の復原と南北界線は一致するが、東西界線は2坪ほど南にずれる。本復原案では幸津の三十六も、おおむね合致する。なお古代編に記された藤木の28, 酒井東の5, 7はいまのところ確認が困難で、酒井東の8は位置が異なっている)。

肥前条里の里名は「固有名詞」プラス「ケ里」となる(たとえば吉野ヶ里のように)。酒井東の「芥子刈(ケシガリ)」地名も同様、里名であったのかもしれない。三島の大保里・オーリは「ガリ」ではないので別の由来(たとえば大堀とか)もありえようが、里名の可能性も考え得る。

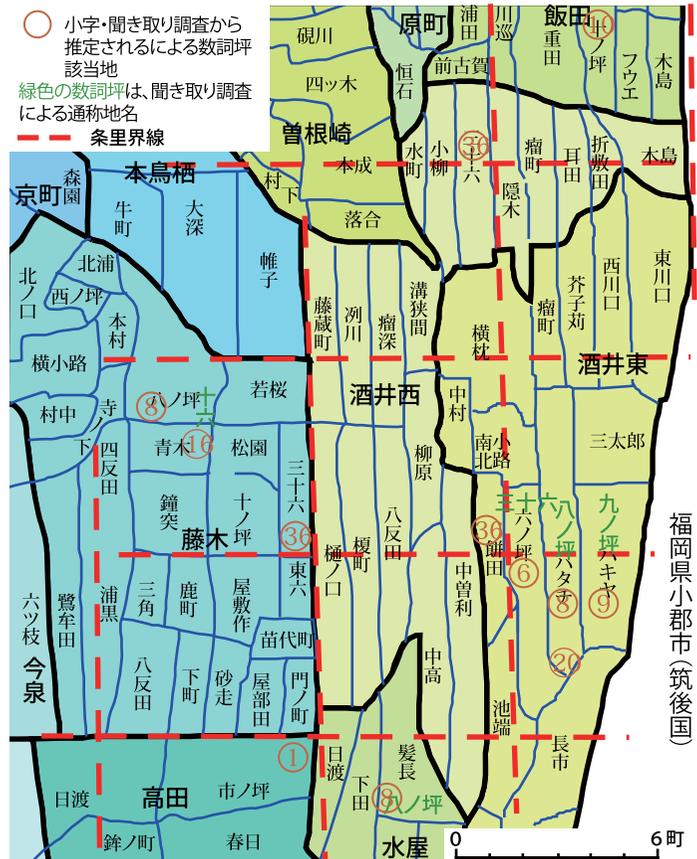


図4-6 地名による鳥栖・基里地区の条里復原

なお鳥栖市山浦町には一ノ坪（イチノツボ）、四ノ坪（シノツボ）という字名があるが、山地であるから、当面は条里制とは無関係の地名としたい。

てがかりとなる中世地名・地名の解釈

地名は単純な発想から命名されているものがほとんどである。ただ時代を経て、当時の状況が失われていることがふつうである。また言葉も音便・促音・短縮化で変化しているし、宛字も多いから、元来の語義がわからなくなっているものが多い。

「河原家田」という地名が田代（たじろ）にあつて、カワラケダと発音する。これは意味を誤った宛字であつて、たたくは土器（カワラケ）田である。土器田は後述する幸津の中世文書にも登場している。また「寛政十歳養父郡平田邑名寄帳」（立石家文書）にもみえている。その田からの収穫米で、神事に使う土器を購つたものであろう。土器はカワラケといい、素焼きで現在は結婚式の三三九度で使う。土器田はふつうの村によくみる田の地名だつたらしい。

大手木（ヲヲテキ）という地名が飯田にある。九州北部にはよくみられる地名である。追手木・大手木・大敵・大的と書かれる。城郭関連地名のように思われがちだが、実際は樗（おうち）の木である。「樗木」という苗字があつて、「おうてぎ」と発音することから推定できる。おうちはせんだんの古名で『平治物語』に「左の獄門の、おうちの木にぞ、かけたり」とみえる。地名はもつとも単純に解釈できるものが正しい語義である。

神水川（シエイカワ）という地名が飯田、姫方などにある。これも各地に多い地名である。おそらく「お（お）汐井川」であろう。幸津の中世古文書にも「しほひ川」の名がみえている。清水—shimizuはシヨウズ・生水—shouzuiになる。塩—shio っぱいは、しよっぱい shoppai なる。shi 音は sho 音に置換されやすい。shio-i 音が sho-i 音を経つ she-i 音と置換短縮されたのではないか。

牛原に相返（アヒカヘリ・アイガエリ）地名がある。鮎帰りであろう。川が滝になつてい



図4-7 田代・河原家田付近(昭和23年)

て、點が遡上できない。アイゲエなども発音する。帰りのアエaeがeに短縮化され、r音が弱音化されている。

みやき町北茂安の千栗はチリクというが、『日本地理志料』(1902)で邨岡良弼はク音とり音が入れ替わったものとし、「からだ」を「かだら」ということを同様の例としている。たしかに奈良ではじつさいにそう発音する人がいる。³ 兵庫県に「いかるが」という地名があるが、「いかぐら」になりやすいという。⁴ 45頁に述べたトコロとトコロの混用も同様であろう。地名の音便化・置換現象も考慮に入れなければならない。

以下、中世地名をみていく。

名地名 それぞれの中世荘園では、耕地は名に編成みょうされた。名には数人の作人がいて、名主に年貢を納入し、名主が荘園の管理者である預所・下司・庄司にそれを納入した。納入ができなければ、改替(更迭)された。名は仮名、つまり本名とは別の名前が付けられていた。およそは、めでたい、縁起の良い名前が付けられた。いま市域にいくつか中世の名であったと考えられる地名がある。

楽間(ラクマ・田代、おそらく楽万、ないし楽満)、寅次⁵(トラツキ・幡崎)、今安(イマヤス・飯田)、カ丸(リキマル・水屋)、友清(トモキヨ・牛原)、惣楽(ソフラク・立石、永吉)、三郎丸(サプローマル・真木)、四郎丸(シロウマル・下野)、末安(スエヤス・下野)

これらの地名のうち四郎丸、楽万、寅次、友清、末安が文永3年竜造寺文書ほか中世古文書に登場することは既に述べた(26頁)。永吉は小永吉名地頭が綾部氏であったことが、元亨3年(1323)の綾部文書⁶に見えている。永吉名も中世に存在していたはずである。**荘園免田地名** 荘園には免田があった。地域ごとに荘園の現地経営に必要な経費は控除される仕組みになっていた(後述158頁以下参照)。

津久田(ツクダ・牛原)地名がある。ツクダは領主であった地頭や下司が、自身で経営し、下人(従者)に耕作させた田を指す。ふつうは佃の字を当てる。龍若(リュウシヤク・儀徳)

3 奈良・西の京の人で、平城京発掘作業員だった人に、そう発音する人がいたという。岩本次郎氏による。

4 柴原永遠男氏による。

5 肥後人吉庄に寅次名があったことが「相良家文書」で確認できる。

6 『鎌倉遺文』2852

も同様の田ではないか。本来は、用作であったにちがいない。ヨウサクはヨウジャクないしユウジャクと発音した。Y音とR音の置換は要害を竜崖と表記するような事例(関東地方、栃木県)や、遙拝をリュウハイ(竜拝)とするような例(旧東脊振村)がある。リュウジャクはヨウジャクであろう。

佃・用作も免田であった。佃・用作は種籾を確保し、飢饉や災害による荒廃があつても、村の再生産を保証する役割があつた。収穫量の多い良田であるケースが多く、いっぽうでは湧水や小河川に水源を依拠するような、災害にも強い田が選ばれることが多かった。佃・用作からの種籾は、出挙のかたちで村人に貸し出された。これは五文子(5割)ほどの利息をつけて返すことになっていった。種籾は順調に収穫されれば、一粒が数十倍、数百倍になったから、返却は容易であつた。しかし、もしも天候不順な年であれば、その米および利子の返却に苦しまなければならなかつた。

障子田(シヨウシタ・姫方)は莊園の管理者であつた庄司の田、庄司田であつた可能性がある。

鐘突(カネツキ・藤木)、鐘搗(カネツキ・牛原)という地名は中世文書にしばしば見る鐘楼堂免田に由来しよう。寺への免田である。餅田(モチタ・酒井東)は神社や寺院に餅を出す田だから、宮田・寺田に相当し、これも免田である。

上御免(シヨウコメン・高田)、茶道免(チャトウメン・立石)といった、他地域ではあまり聞かない地名もある。

道免(ドウメン・立石)は堂免である。道手(ドウデ、山浦)はおそらく堂田で、堂免に同義であろう。ギンナン(银杏)をギナンというように、ン音は省略されがちである。あるいは右の上御免はシヨウゴンメンか、であれば將軍免の意となる。大將軍・將軍地蔵に由来するか。セイノヲ(永吉)という地名もある。セイノオというのは「細男」とも書く。神社の祭祀で芸能を奉納する人物のことである。かれらに対して免田が与えられていたようだ。霜月(シモツキ・轟木)は霜月祭りの経費を負担した田であろう。節句(節供)田・

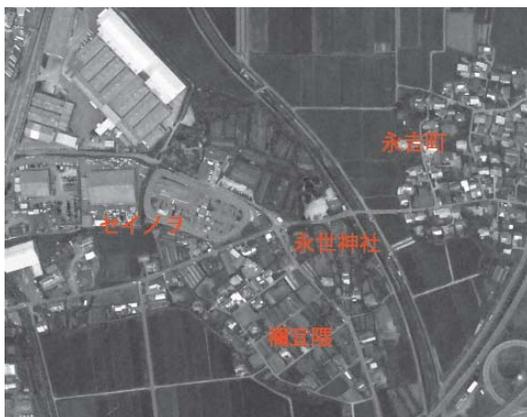


図4-8 永世神社付近には神社にちなむ地名がみられる。(平成18年)

彼岸田などの地名に共通する。一殿給(イチトノキウ・立石)とあるが、一の殿と呼ばれる人物がいて給分があった。

田畑などの形状・性質に由来する歴史地名

ハサコ(破砂子・山浦)ハザコ(波迫・本鳥栖)は、畑と畑の間あるいは人家と人家の間に細長く広がる水田を指すことが多い。荒巻(アラマキ・高田)は、直蒔き、つまり田植えをせずに田に直に種籾を蒔く田、荒巻田、直蒔き田を指しただろう。日渡(ヒワタシ)は樋渡しであって、既存水路の上を別の水路が樋で越える場所をいう。古蓮輪(コハスワ・養父)のハスハは蓮の葉のような形状の地形をさす。長ハスワや小ハスハ、あるいはハスワン谷があった。横枕(ヨコマクラ・神辺、蔵上)は条里制のような規格的な水田で、長い田が連続して縦に並ぶなかに、微妙な地形の高低のために、横に一枚だけ枕状となっている田をいう。高棚(タカダナ・蔵上)は上の田と下の田の間に一枚だけ高い棚のように、まるで上にあがる段のようになっていて形状の田だと考えられる。

アワ畑(アワハタ・水屋)は文字通り粟が植えられていた畑である。そうした雑穀は、実際にも近年まで植えられていたし、中世文書(筑紫文書、後述156頁)によれば、栽培が確認できる。アワが主食の時代も長くあったし、救荒食の意味もあった。

化粧田(ケシヨウデン・山浦)は化粧料の田であって、結婚に際して親が嫁ぎ先に田を贈るのである。

立石に鼻抄(ハナコスリ)とか禪土居(ヘコドイ)という地名がある。ともに沈むような深田であろう。後者は、現地での聞き取りでは、ヘコが取れそうになるほどに深い田という説明だった。後掲の幸津庄史料に「ふくりすり」という地名が登場する。これも田を鋤く牛の「ふくり」(牽丸)が摺るほどに、深く沈む田という意味であろう⁷。

なお「禪土居」(ヘコドイ)の「土居」は、通常は土手・堤防の意味である。そこが深田であったというのは奇妙に思われる。けれども、寛政10年(1798)の「養父郡平田邑名寄帳」(立



図4-9 水屋町粟畑付近航空写真(昭和23年)

7 明治以前に日本に去勢の技術はなかった。

石家文書)にみえる「武者田」という地名は、のちに「武者土居」という地名に変わった。どうやら、田(でん)はN音の脱落で「で」となって、さらに土居(でい)地名に変わった。へコドイは、元来へコデンだったと思われる。武者田は、おそらく「ぶしやでん」(歩射田)である(後述158頁)。

焼畑地名 神辺に払という字がある。「鳥栖市用水井堰台帳」に「神辺、河内・車、払井堰」とあるのは製粉水車が、その払にあったことを示す。払は焼き畑を意味すると思われる。福岡県星野村では山を焼いてソバなどを耕作することを「ハレー焼き」といい、そうした畑をハレバタ・ヤマバレといって、屋敷廻りの畑とは区別していた。焼き畑をするには、火をつける前に、木や藪を、払い、薙ぎ、刈り、切つて、乾燥させる必要があった。焼くことよりも重労働だったのは、そうした木の伐採である。「焼き畑」という言葉は、あくまで学術用語に過ぎず、現地の人たちの呼称は薙畑なみはた、薙野、切畑、切野きいの、刈野、そして払であった。払はハレエになって、ハレバタになる。

大分県国東半島に残る中世文書(余瀬文書)を見ると、鎌倉時代から田の口払、鍛冶迫払といった地名が列記されていて、古くからの呼称であると思われる⁸。

古代官道地名・車路 鳥栖市宿町に古代官道である車路(クルマデ・クルマジ)地名があつて、平田にもおなじく車路地名があつた⁹。本市誌第2巻では平田の大人(ラーヒト)地名は巨人伝説に関わるもので、交通地名だとしている。この官道に沿って旧東脊振村(現吉野ヶ里町)横田に「チクゼンノウ」という地名と切通があつて、筑前縄手の意味と考えられることは既に述べた。下野には登縄手(ノボリナワテ)地名がある。

江島町に盲落(メクラオトシ)地名がある。障害者への差別的な用語が使われているが、街道の道沿いに急な崖など危険箇所がある場合に、こうした地名で警鐘した。人のみならず牛馬が事故に遭いやすかった。やはり交通地名である。



図4-10 宿本村(上)と車路(下)(昭和23年)

8 『豊後国荘園公領史料集成』二

9 前掲『養父郡平田邑名寄帳』



図4-11 牛原～館跡には城郭関連地名が多い(平成18年)

城郭・要害地名 河内の地名には中原城、城之浦、城ノ本、櫓石といった城郭関連地名が多い。勝尾城に関連するものである。大峠、鳥越、越道のような峠地名も多い。交通の要衝に城がおかれたことを示す。

筑紫文書・慶安5年(1652)の筑紫良泰筑紫家由緒書¹⁰に、天正7年(1579)針摺原の合戦^{はりすりばる}に関して、つぎのような記述がある。

一、秋月文殊相果、大友殿基養父河内之城二責掛被申候、大手口にて、良祝一戦仕、

豊後衆引退在之へ陣取仕候、勝尾ハ城悪敷御座候、殊ニ豊後衆大勢ニて候条、五ヶ山ニ被成御引籠候、山中難所之山、豊後衆承及、五ヶ山へハ取掛不申、肥前龍造寺表を働、それより帰陣ニて御座候、

ここでは河内之城といっている。(五ヶ山に較べ)「勝尾ハ城悪敷」ともあり、別の呼称があった。

勝尾城の正面・大手と考えられている牛原には刺寄、城山、堀ノ内といった地名がある。キリヨセは、ふつう「切寄」と書く。城の前面にある要害を指すと考えられる。越道は勝尾城の背面にあって、城の浦(城の裏)地名から山に続く。流通の道以外に、勝尾城専用の軍道があって、五ヶ山・一の岳城方面に続いていたものか。

10 「筑紫家文書」『佐賀県史料集成』第28巻

第2節 幸津村の景観復原―古文書と地名による復原

1 古文書にみえる地名と現在の地名

幸津に関する中世古文書が筑紫文書の中に残されている。永正6年(1509)5月13日の検麦取帳、および翌7年9月28日の幸津本庄検見取帳である¹¹⁾。

幸津庄は太宰府天満宮安楽寺の荘園であった。いまま幸津の現地には天満宮がある。幸津庄は本庄と新庄に分かれていた。いまま現地に本庄と新庄という地名が隣接してある。本庄にかかる政所のような建物と、新庄にかかる政所建物があったのかもしれない。

荘園支配の実態については詳しくはわからないが、安楽寺領家である高辻家は「累代の家領」と主張している。すなわち「永和四年(1378)九月二十六日高辻長衡書状」に肥前国幸津本庄累代家領候、小鳥居信会跡安王丸押妨候

とみえている。ここでとりあげる史料は検麦取帳、検見取帳つまり検注(検見、検田)帳であり、その性格から多くの地名が書かれている。列記してみよう。

○室町後期・永正頃の幸津の地名(○は地名が現存するもの、△は類似の地名が残るもの)

《検島帳より》

小宮田 則わたし とめ田 ○なわしろ丁 なこし免 ひさい丁 しおい川 庄口

庄口南 ○中道 三ノ島 △原ノミ堂 イフ ホリクチ(*「オリクチ」か) カウ丁 △

西新開 と河(「と傳」か) つまふしき ○馬場(は へ) 長畠 はらさき

《検見取帳より》

坂本 いふ ○おり口 ○三十六 ○苗代丁 ゑの木田 源二郎作 廻丁 ふくりす

り かいもと ゆのき田 こたかた(*△「こふかた」か) せたう丁 つく田 ○てうの

11 「筑紫家文書」『佐賀県史料集成』第28巻



図4-12 幸津周辺航空写真(左 - 平成18年、右 - 昭和23年撮影)

△かはら田 みそはさま 丁とう かう丁 からんのお はしもと しゃう口(*庄口とも) ふなし 大やふ ひさい丁 みそはさま みつまた はんさう 一坪 とうとう木 ひゑ田 大わさだ 井□口 くまかきう 見田 鳥栖 ひしやう丁(*きしやう丁に同じか) △東しんかい △西しんかい ひの口 ゑ木田 きしやう丁 源太郎作□ □林まへ はたち 御こしやすめ その田 古まつ田 あな丁中鳥栖 古川かし丁 みやうせん作 くるそえ かわらけ △しまどり 大いさた 寺田 しほひ川

○鬼丸 牛島 (ほか・後述)

一方、現在に伝わる地名は以下である。(○は前帳に登場した地名。△は類似地名があったもの。)

○小字(土地台帳に記載された地名)

安良(ヤスラウ)、○新庄(シンジャウ)、火焼(ヒヤケ)、上川原(カミカワラ)、乙上川原(ヲトカミカワラ)、畑田(ハタケタ)、下川原(シモガワラ)、東中野(ヒガシチウノ)、大深田(オフカタ)、西中野(ニシチウノ)、本庄(ホンシヨウ)、島(シマ)、△花見堂(ハナミドウ)、戸傳(トデン)、東馬場(シガシババ)、馬場(ババ)、島畑(シマハタケ)、茶園山(チャエンヤマ)、久保(クボ)、荊(オドロ)

○通称地名

ジヨウノコシ、○苗代、○三十六、ヒカン山、○中道、○鬼丸、○折口、茶山、ムカイダ、ツイナシ、カスミ、レンコンボリ、ハットリサンボイ、セイネンボイ、シージモ、カスミ(堤防・成富兵庫)、六軒屋、オツボギ、ヒカルサンボイ

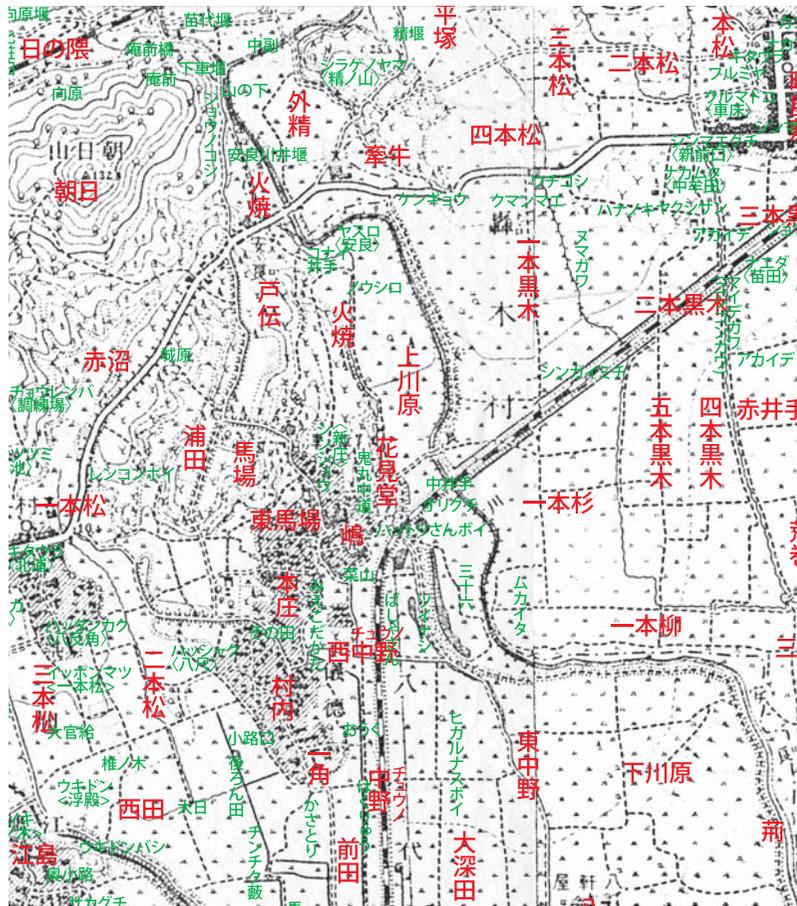


図4-13 幸津町通称地名分布図(赤—現在の小字名・緑—通称地名、地図—明治33年)

○井堰

幸津井樋ウイワデ、弧苗井井手コモイ、高良井井手コオライ、中井手、畑田井樋

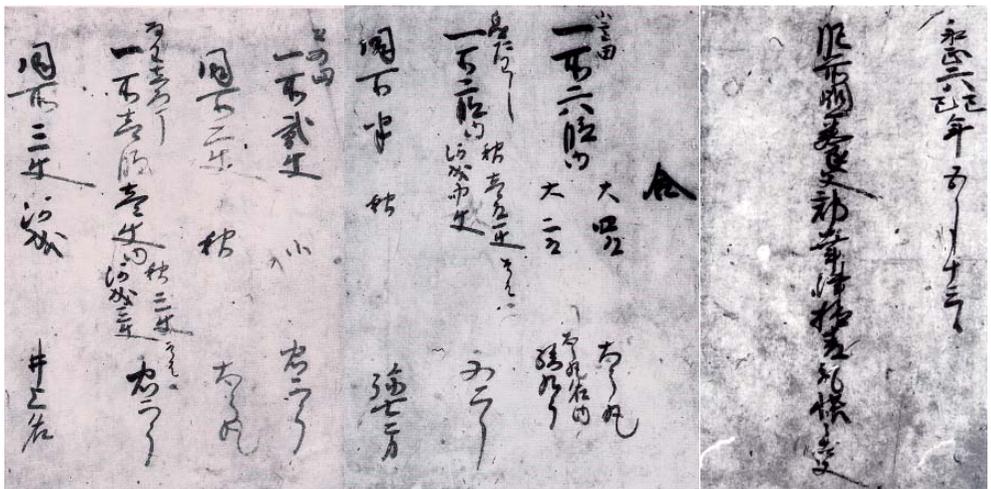
チユウノ地名はとても広く、儀徳にまでおよぶ広域地名である。儀徳まで視線を広げれば検地帳地名のコウ（かう町）もある。

2 検麦帳・検見取帳からみた幸津村の姿

以下では、その永正6・7年（1509〜110）の検麦帳・検見取帳を詳細に検討したい。ともに幸津村の耕地や村落の姿をよく示す史料である。まず検麦帳を見る。作成者は原治部左衛門尉秀則、青木主殿助永則、八尋右馬允種安である。原秀則は「原のみ堂」とあつた原地域を拠点とした、すなわち幸津に居住する人物であろう。「原のみ堂」は小字花見堂であろう。青木永則は秀則と名前に「則」の一字を共有する。一族・同族か。八尋は「種」を名乗るから大蔵系武士団か、それを意識した家系であろう。

検麦帳が作成された永正6年5月13日は西暦（現在行われているグレゴリウス暦）に置き換えると、6月9日（1509年）である。旧暦5月は五月雨の降る季節で、すでに田植えが開始されていた。当然麦の収穫は終わっていた。その年の麦の収穫状況を確認した上で作成されたものであろう。

検麦帳は幸津内の特定耕地7町6反2丈半¹²について、それぞれを大、小、秋、河成、こも島、ふ（不）等に分類したものである。ほかにも、さいし給、祐平免、五節供・土器御免などと、免田であることを記すものもある。鎌倉時代、正応5年（1292）の河上社造管支配田数注文によれば、安楽寺領幸津庄は、本庄が50町2反、新庄が55町の面積があった。この数値はおそらく継承されていた。7町は幸津庄の中のわずかな一部であった。秋と記したもののなかには「ひえ」（秋ひえ）、そは（そば）、そして秋まめがあった。検麦帳なのだから、大・小は大麦、小麦をいおう。「秋」は雑穀の総称であった（大と記したも



12 5丈で1反、半は1反の半分。

図4-14 永正六年五月肥前国養父郡幸津検麦取帳之事一作物に大、小、そば、秋などがみえる。左から2番目の「なわしろ」という地名は現存する。（『筑前国筑紫文書』 明治大学博物館蔵）

ののなかには、一カ所だけ「まめ」がある。

記された地名のうち、明確に場所がわかるのは中道、原のみ堂（花見堂）で、中道での注記は大・小といった麦の注記がほとんどである。原のみ堂では秋ひえが4筆、ほか秋そば、大、小となっている。中道も原のみ堂も台地の上で畑地である。中世後期にはそこでは大・小麦のほか、ソバ、ヒエ、マメといった雑穀類が栽培されていた。検査帳といっているのは、年貢の課税対象であった。米に比べれば、きわめてわずかな額の年貢だったろう。近年の幸津の耕地状況は左のようなものである。

「小麦、大麦は田の裏作として作られていた。大麦はご飯に混ぜ、小麦はうどんにした。近年でもカヤキ（火焼）の近くでは稗ひえが作られていた。米を十分には食べることができなかった時代、稗が主食だったこともある。稗のほかにも畑では粟あわ、黍きびが作られていた。粟は粟もちにした。粟餅は黄色く、ブツブツしていた。黍のほうも黍団子、黍餅にして食べていた¹³。」
 多様な品種の穀物を栽培すれば、飢饉・災害のときなどに、全滅は免れることができた。それぞれ完熟期、収穫期がちがうから、災害に対する強さ・弱さも、季節時候によって異なっていた。先人の知恵であろう。

次に永正7年の検見取帳をみる。これは幸津「本庄」を対象とした検注帳である。作成者は検査帳の作者の一人、青木主殿助永則である。検査帳が作成された永正7年9月28日は、西暦（グレゴリウス暦）に置き換えると、11月9日である。秋の収穫が終わった後に作成されている。

記された面積は計算してみると43町6反1丈半つえ分¹⁴、正応の本庄面積50町にやや満たない数値である。ただし先の検査帳の7丁6反強と、この43丁6反強を合算すれば51丁3反ほどになる。正応の田積50町2反はおそらく継承された数値であろう。

ここでの耕地は一部に畑地もあるものの、大半が水田だったようである。作物は記されていない。地名（字名）と面積、所有者（耕作者）の名前が順に記される。地名には「田」がつくものが多い。イとか当不と書かれている。イは得（得田）の略記号で、つまりその年に

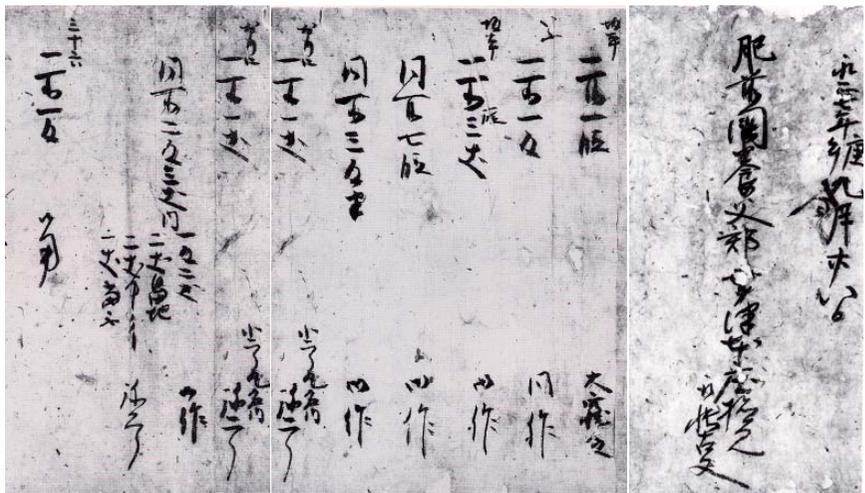


図4-15 「永正七年九月肥前国養父郡幸津本庄検見取帳之事」-左から3・4番目のおり口、左端の三十六は今も幸津の知名に残る。（『筑前国筑紫文書』明治大学博物館蔵）

13 ヒエは今では田の草取りの対象つまり雑草である。しかし、「稗つき節」からわかるようにヒエが重要な穀物であった時代が長かった。

14 5丈で1反、半は1反の半分。

収穫のあった田である。イに対してはふつう損(損田)の略記号として□を書くが、ここにはなく、同じ意味の「当不」が書かれている。

このころは数百年も前、おそらくは鎌倉時代に決められた田積、つまり先に見た正応の帳簿(河上社造管田数注文)に記されている数値を踏襲しつつ、毎年の不作田を計上してその年の年貢高を決めていた。イ、当不、河成が書かれるが、原則は毎年検見の帳簿だった。

安楽寺領幸津村は各名(みょう)により構成されていた。小二郎名(主として弥二郎が耕作)、太郎丸名(助二郎)、未満名(すえみつ、孫太郎)、鬼丸名、三郎丸名(仲二郎)、安満名(祐泉)、井上名(孫衛門)、徳満名(与五郎)、又太郎名(助六)、執行名の各名である。ほかに浮免があった。名を構成する田には大窪殿、御作、御用、主殿助給などがあって、これらは安楽寺領であつても安楽寺に年貢を送る必要はなかった。年貢は免除(控除)されて、大窪らの領主に配分されていた。主殿助給とあつて、主殿助も給分を得ていたが、この帳簿を作成した青木「主殿助」永則に与えられた田であろう。また各名のなかにも、河成や溝代、また地藏免、天神免などの免田が多く含まれた。河成は河川の氾濫によつて耕作ができないという名目で、年貢を免除された田である。溝代は溝の敷地になつたため、年貢を納めることのできない田、免除された田である。イ(得)の略字で、得田のみに年貢がかかる。河成に認定された田は、苗代丁、かう丁、一坪、おおわさだ(大早稲田)、西しんがい(新開)、その田、古まつ田であり、位置が確定できる苗代丁や新開は、たしかに水を受けやすい安良川に沿う低湿田であつた。一坪も三十六に近接してははずだから、同様であろう。

また名田とされた中に土器田があつた。字もカワラケである。その田からの収穫米をもつて、神事祭祀に使うカワラケ(土器、土師器)の購入に宛てた。そのおなじカワラケと呼ばれた場所には三月節供田、五月節供田、七月七日免(七夕免)、九月節供田免(重陽)そしてふしや免があつた。「ふしや」つまり歩射免であり、弓を射ることによつて邪を払う。春の神事で、正月の神事とするところが多い。各田からの米は、それぞれの祭りの費用負担に宛てられた¹⁵。

15 歩射田地名は多く、先にみた寛政10年(1798)の「養父郡平田邑名寄帳」(立石家文書)にみえる「武者田」(現在の小字では武者土居)も歩射田と思われる。ビシャ田と発音されるため、誤つて毘沙田の字を宛てるケースも多い。

かまらけ	土器田	廻作
一所一反	土器田	廻作
同所一反三丈内	四四丈	又執行名
同所一反三丈内	四四丈	九月節供免
同所一反三丈内	四四丈	ふふやめん
同所一反三丈	四四丈	三郎丸名
同所一反三丈	四四丈	安満名
同所一反三丈	四四丈	三月節句免
同所一反三丈	四四丈	徳満名
同所一反三丈	四四丈	小二郎名
同所一反三丈	四四丈	七月七日免
同所一反三丈	四四丈	未満名
同所一反三丈	四四丈	鬼丸名
同所一反三丈	四四丈	五月節供免
同所一反三丈	四四丈	井上丸名

ほか浮免として書かれた田は大祭免、はま殿免、御衣田、くわんしよく田、宮司給、阿弥陀免、くわんしよく土器田、さんし(散司)給、薬師免があつて、それぞれの用途に宛てられていた¹⁶。

幸津庄の田には「つく田」があり「大わき田(大早稲田)」があつた。前者は先述の「佃(つくだ)」である。後者は大きな田に「早稲」が植えられていた¹⁷。先に畠にさまさまな穀物のあつたことをみた。水田も同じである。早稲、中稲、晩稲が植えられていた。それぞれ収穫時期がずれる。台風が来て早稲が倒れ、その穂が水につかれれば、収穫は見込めない。それでも中稲・晩稲は無事だから、被害は三分一で済んだ晩稲の収穫時期に台風が襲つても、早稲や中稲は早くに終わっている。虫害(蝗害)の場合も同じであつた。畠と同様、水稲も種類を変えて皆損、全減を避ける配慮がなされていた。

水田を対象とした検見帳にも、畠地とされた筆が3筆ある。おそらくは本検注(鎌倉時代)の時点では田地とされていたが、その後、用水不足などによって畠地に変わつて、地目の変更による年貢減免(低率な年貢率の適用)を認めさせた土地であろう。畠は免租かまたは低年貢である。先の永正6年(1509)の検麦帳も同様に、低率年貢たる畠地であるという意味合い、主張を持った帳面にちがいない。

こうして免田とされた田の総計は11町3反2丈にもなるから、全体43町6反1丈半からいえば、およそ26%にもなる。大宰府安楽寺領とはいつてもじつさに安楽寺まで送られる年貢は、これらが年貢控除されたあとの耕地からの年貢であつた。そして、実際に耕作されている水田面積が、帳簿の面積よりも、より広範囲だつたことも予測される。

このように、ここに書かれた田の数値には免田扱いが多く含まれていた。おそらくは本庄のみならず、新庄も同様だつただろう。本文書は筑紫文書として武家・筑紫氏に伝来してきた。つまりこの地域を支配し、やがて大名となつた筑紫氏の家が作成し、そこで保存されてきた。永正頃には筑紫氏が幸津庄の年貢収取に関与していたといえる。免田・年貢控除地からの収益は筑紫氏のもとに蓄積される部分が多かつた。この帳を作成し、使用し保存することによって、筑紫氏は大きな経済的な利益を得ることができた。

16 てうのは「ちゆうの」とすれば小字中野(ちゆうの)である。おり口地名も残る。

てうの	一所六反	大祭免
同所	一所一反	はま殿免
同所	一所三反	御衣田
寺田	同所一反	くわんしよく田
古川	一所六反	宮司給
おり口	同所一反	阿弥陀免
庄口	一所二丈	くわんしよく土器田
鳥栖	一所一段	さんし給
出口	一所四丈	同給
えほひ川	一所一反三丈	同給
一所	一所二丈	同給
一所	一所一丁	薬師免

17 つくだ、ひえ田、大早稲田などがあつた。

つく田	一所一反
てうの	一所四段
うしろ田	一所九段
ひえ田	一所三丈
大マき	一所五段内
	一反河成